独立行政法人日本貿易振興機構　平成１９年度業務実績評価

１．総合評価

評定結果	A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） １５年度：A、１６年度：A、１７年度：A、１８年度：A

各事項の評定

業務運営の効率化	（２０%）	B（３点）
国民に対するサービスの質の向上		
①対日投資拡大	（８%）	A（４点）
②中小企業国際ビジネス支援	（２２%）	A（４点）
③途上国との取引拡大	（６%）	A（４点）
④調査・研究等	（２２%）	A（４点）
財務内容	（２０%）	B（３点）
その他	（２%）	B（３点）

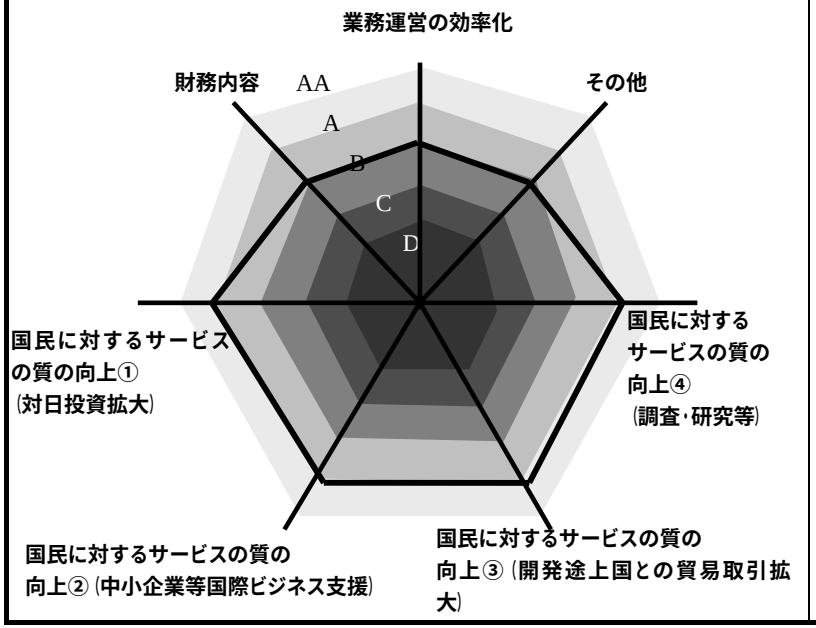

各事項の評定から算定される総合評定

３点×２０%＋４点×８%＋４点×２２%＋４点×６% ＋４点×２２%＋３点×２０%＋３点×２%＝３．５８点	A

総合評価のポイント

○ 全体として業務の効率化、予算の削減に取り組みつつ、法人の目的としての対日投資拡大、輸出促進、開発途上国との貿易取引拡大、調査・研究等において優れた取組をしており、１９年度では目標を上回る成果を達成。

○ 一方、本部とアジア経済研究所の更なる連携、人材に関して更なる改善、保有資産について見直しの検討等について指摘。

○ しかしながら、特に中小企業等に対する国際ビジネス支援等について、ジェトロの利用者からの評価が高い点や、１９年度において目標を大幅に上回る項目が多数存在する等、その取組について高く評価できる。

○ こうしたことから、総合評価は「A」と評価した。

＜国民に対するサービスの質の向上に関する事項に関する評価の概要＞

① 対日投資拡大については、目標を上回る成果を達成及び地方都市への投資を増加、また対日投資拡大のため地方自治体との連携強化に向けた取組を行った。

② 我が国中小企業等の国際ビジネス支援については、「輸出促進」、「在外企業支援」、「国際的企業連携支援」のいずれも役立ち度調査結果は目標を上回る成果を達成。また、中小企業に対する側面からの輸出促進支援等について各企業からの評価も高い。

③ 開発途上国との貿易取引拡大については、商談件数が目標件数の倍以上の成果を達成。また、負荷の大きな開発途上国の産業育成事業等について、意欲

	的かつ広範囲に有意義な活動を展開している高い評価を受けている。 ④ 調査・研究等については一部、目標に僅かに及ばない事業があったものの、大半の項目については、目標を大幅に上回る成果を達成した。また、我が国の通商政策にジェトロが大きく寄与していると高い評価を得た。

（注）各事項のウエイトは法人ごとに算定。評定の点数については、ＡＡ：５点、Ａ：４点、Ｂ：３点、Ｃ：２点、Ｄ：１点であり、ウエイト付きの点数をＸとすると、ＡＡ：4.5＜Ｘ≦５、Ａ：3.5＜Ｘ≦4.5、Ｂ：2.5＜Ｘ≦3.5、Ｃ：1.5＜Ｘ≦2.5、Ｄ：１≦Ｘ≦1.5 としている。

２．業務運営の効率化

評定結果	Ｂ（法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成） １５年度：Ａ、１６年度：Ａ、１７年度：Ａ、１８年度：Ｂ
評価のポイント	業務運営効率化の総合評価は次の点を踏まえ「Ｂ」とする。 ○効率化目標、総人件費、費用対効果について目標を大幅に上回る成果を達成。 ○中期計画に即した組織再編等が行われている。

個々の評価事項について 当該年度の評定がＢとなる基準	平成１９年度の実績及び評価（評定がＢとなる基準と異なる理由）
１．効率化目標の設定及び総人件費改革 ・運営比交付金を充当して行う業務については、一般管理費について毎年度平均で前年度比で概ね３％以上の効率化を図っている。 ・運営比交付金を充当して行う業務については、業務経費について毎年度平均で前年度比で概ね１％以上の効率化を図っている。 ・総人件費については、５年間で５％以上を基本とする削減の着実な実施を図っている。	○ 効率化目標を上回る成果を達成。 ○ 総人件費についてもジェトロの特殊性を勘案すれば目標を上回る成果を達成。
２．費用対効果の分析への取組 ・費用及び効果の把握が適切に行われ、その結果を踏まえた事業内容の見直しや事業展開が順調に図られている。	○ 運営費交付金等の予算縮減傾向にもかかわらず、費用対効果向上への取組を実施し、目標を達成。

３．柔軟かつ機動的な組織運営 ・本部、国内外事務所等、機構内において情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努めている。 ・事業の効率的な実施が可能な組織設計に取り組んでいる。 ・貿易情報センターについては、経費削減に取り組んでいる。また、効率性及び機動性向上の観点から機能、人員配置、運営手法等について、地方自治体等との協議を踏まえた見直しが行われている。 ・海外事務所については、事務所の統廃合等による経費削減に取り組んでいる。また、重点事業分野における企業ニーズや政策的要請に対応可能な事務所配置の検討が行われている。	○ 主要事業に即した組織再編の実施、貿易情報センターの新体制ルールの作成、海外事務所の再配置の実地等、柔軟かつ機動的な組織運営に努めている。 ○ 特に ERIA 設立への貢献、地球温暖化やアフリカとの協力など最近の外交問題に着目した本部とアジア経済研究所の組織的連携による様々な取組は評価。 ○ 各貿情センターの人員体制の変更、海外事務所のメリハリのある統廃合や新設等、組織運営を機動的に実施。
４．民間委託（外部委託）の拡大 ・人事・給与、物品調達業務等の情報システムの統一化、外部委託に取り組んでいる。 ・実施している事務・事業について、民間参入に向けた環境整備を推進している。	○ ジェトロの重要な情報提供サービスである通商弘報システムの外部委託決定は評価。
５．各種事務・事業の廃止等に関する取組 ・中期計画に定めた廃止等に努める事務・事業について、具体的な取組が行われている。 ・上記以外の事務・事業についても、廃止・縮小を含めた機構の業務の効率化に向けた取組が行われている。	○ 行政改革推進本部決定等に基づく事業の廃止を実施。民間移管についても移行に向けた取組を実施。 ○ 事業廃止又は民間移管をするだけでなくその後のフォローについて適切な措置が取られている。
６．業務・システムの最適化について ・ウェブサイト、各種データベースについては、利用者の利便性向上に向けた取組が行われている。また、利用者の意見や利用状況の把握・分析に取り組んでいる。 ・管理的業務等について、作業の効率化や部署間の円滑な連携に向けた改善が図られている。 ・業務・システムの最適化を継続的に実施している。	○ 毎年継続的にユーザーの視点からの適切な改善が図られている。 ○ 業務・システムの最適化については計画的かつ適切なプロセスを経て進められている。 ○ ＩＴ弱者にも利用しやすい方向で、改訂の検討が進んでいる点やウェブ運営について合理化が検討されている。

７．内部統制 ・内部統制の在り方の検討、また、その向上に努めている。 ・コンプライアンス体制の整備に努めている。	○ パソコン盗難事件に対し、ファイルが開けられないようにしている等、事前の対策を講じていた等、コンプライアンス体制について適切に実施されている。
８．官民競争入札等の活用 ・官民競争入札等の積極的な導入を推進し、機構が提供するサービスの質の維持・向上と経費削減に努めている。	○ サービスの質の維持・向上及び経費削減の両立を考えながら、官民競争入札等への取組についての準備を実施。

＜契約に関する事項＞

個々の評価事項について 当該年度の評定がＢとなる基準	平成１９年度の実績及び評価（評定がＢとなる基準と異なる理由）
契約の適正化 ・業務運営の一層の効率化の観点から、一般競争入札の導入・範囲拡大、また、契約に関し、真に競争性、透明性が確保されるような情報公開等に取り組んでいる。 ・機構と関連公益法人等との契約の在り方について見直しが行われている。また適切な契約がなされている。 ・機構と関連公益法人等との間で随意契約が締結されている場合、妥当な事由が示されている。 ・随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について監事及び会計監査人による監査が行われている。	○ 契約状況に関する透明性の確保､関連公益法人との取り引きを含めた情報開示を適切に実施。 ○ 入札・契約の適正性等に係る監事からの報告を受け、適切な監査が実施されていることを確認した。また、入札・契約に係る事務は、適正に執行されていることを確認した。 ○ 契約については、できるだけ競争入札にするよう更なる努力を期待。

（参考１）契約に係る公表の基準の整備及び実施状況	○ 契約の公表の基準は「会計規程」に定められており、2003 年 10 月よりホームページにて公表している。
（参考２）随意契約によることができる場合を定める基準の整備及び公表状況	随意契約の基準については、会計規程第３５条第１項で規定している。 会計規程第３５条第１項 契約が次の各号の一に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法により契約を締結することができる。 一　契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 二　緊急を要する場合で、競争に付する暇がないとき。 三　競争に付することが不利と認められるとき。 四　前各号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき。 ○ 上記規程を 2003 年 10 月よりホームページにて公表している。

（参考３）平成１９年度に締結した契約の状況

【19 年度に締結した契約の状況】

	18 年度			19 年度		
	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率
競争入札	245 件 (34.0%)	1,970,740 (22.5%)	76.1%	261 件 (38.7%)	2,021,143 (28.1%)	76.4%
企画競争･公募による随意契約	61 件 (8.5%)	2,426,622 (27.7%)		70 件 (10.4%)	2,081,898 (28.9%)	
その他随意契約	414 件 (57.5%)	4,360,084 (49.8%)		343 件 (50.9%)	3,097,856 (43.0%)	
合計	720 件	8,757,446		674 件	7,200,898	

（参考４）随意契約によらざるを得ない契約の内訳

○　当該場所でなければ業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）　53 件　5.9 億円
例：展示会出展契約（ｲﾝﾀｰﾃｷｽﾀｲﾙ上海 2007 出展契約等）、一村一品空港展出展契約

○　供給元が一の場合における出版元等からの書籍、データベースの購入　29 件　1.0 億円
例：インターネット版 EIU COUNTRY REPORT、D&B オンラインデータベース

○　知的財産権を有する装置等の調達及び保守等契約先が限定されているもの　4 件　0.2 億円
例：図書館運用システム保守、ナレッジマネジメント支援システム保守

○　契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの　3 件　5.4 億円
例：会計監査人との契約（独立行政法人通則法第 40 条により規定）
博覧会関連業務（経済産業省が公募により決定した業務委託先）

○　海外の研究機関との共同研究　21 件　0.4 億円
例：「産業クラスター形成に関するフローチャート・アプローチ」共同研究（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ）

<table>
<tr><td></td><td>○　設備、物品、ソフトウエア等の購入と不可分な関係にある保守点検業務　31 件　　1.5 億円
例：コピー・プリンタ等複合機保守</td></tr>
<tr><td>（参考５）関係法人（特定関連会社、関連会社及び関連公益法人）との契約の状況</td><td>○　【関係法人（特定関連会社、関連会社及び関連公益法人）との契約の状況】
（単位：千円、％）
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">法人名称</th><th rowspan="2">総事業収入金額</th><th colspan="3">独立行政法人の発注等による収入金額（割合）</th></tr><tr><th>競争契約</th><th>企画競争・公募</th><th>随意契約</th></tr><tr><td>関連公益法人</td><td>（財）世界経済情報サービス</td><td>131,202</td><td>－</td><td>4,015（3.1%）</td><td>5,304（4.0%）</td></tr></table></td></tr>
</table>

＜役職員の給与等に関する事項＞

個々の評価事項について 当該年度の評定がＢとなる基準	平成１９年度の実績及び評価（評定がＢとなる基準と異なる理由）
役職員の給与等の水準の適正化 ・業務の内容、実施状況等を勘案し、概ね適正な給与水準となっている。 ・業務の内容、実施状況等を勘案し、また、国家公務員等と比較を実施し、適正な給与水準となっている。 ・給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査が行われている。	○ 国家公務員の給与水準とも適切な比較が行われている。 ○ 人件費も着実に低下させている。 （役員報酬　H18FY　158 百万円　→　H19FY　141 百万円 職員給与　H18FY　12,233 千円　→　H19FY　12,123 千円 現地スタッフ　H18FY　13,615 千円　→　H19FY　13,605 千円）

（参考１）常勤役員の報酬等の支給状況

【常勤役員の報酬等の支給状況】（単位：千円）

	報酬等金額	報酬（給与）	賞与	その他（内容）
法人の長＊1	17,174	13,560	1,716	1,898（地域付加額）
副理事長＊2	19,262	11,841	5,764	0（通勤手当） 1,657（地域付加額）
理事 （一人当たり）	15,767	10,200	3,977	163（通勤手当） 1,427（地域付加額）
監事 （一人当たり）	14,355	9,405	3,634	0（通勤手当） 1,316（地域付加額）

＊1 法人の長については、１９年度は業績給の支払対象ではないことから賞与には業績給は含まない。

＊2 副理事長については、１９年度途中に交代があったため、新旧副理事長の合計額を記載。

（参考１）全独立行政法人平均（平成 18 年度）

法人の長	18,859
理事 （一人当たり）	15,957
監事 （一人当たり）	13,841

（参考２）国家公務員指定職（平成 19 年 4 月 1 日現在）

事務次官（8 号俸）	23,130	

（参考２）役員報酬への業績反映の仕方

○ 理事長の業績給の額は、評価委員会の評価結果を反映させる。
○ その他役員の業績給の額は、評価委員会の評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、理事長が決定する。
○ 監事については、業績連動は不適当であるため、B 評価に固定する。
（参考） 業績給＝月例支給額×2.3（定率）×評価委員会の評価結果による割合等
AA 評価：200/100、A 評価：150/100、B 評価：100/100、C 評価：50/100、D 評価：0/100

（参考３）常勤役員の退職手当の支給状況

【常勤役員の退職手当の支給状況】

区分	支給額（総額）（千円）	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘　要
法人の長	6,942	3 年 6 ヶ月	H19.3.31	1.0	支給額（総額）は、H16.1.1～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た額、および既に当該役員に対して一部支給されている分（H18 年度に 1,026 千円支給済）を含む、H15.10.1～退職日の期間に係る退職手当の総額である。
副理事長	6,681	4 年 0 ヶ月	H19.9.30	1.0	支給額（総額）は、H16.1.1～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た額を含む、H15.10.1～退職日の期間に係る退職手当の総額である。
理事 A	4,270	2 年 10 ヶ月	H18.8.13	1.0	支給額（総額）は、H16.1.1～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た額、および既に当該役員に対して一部支給されている分（H18 年度に 762 千円支給済）を含む、H15.10.1～退職日の期間に係る退職手当の総額である。
理事 B	4,492	3 年 0 ヶ月	H18.9.30	1.0	支給額（総額）は、H16.1.1～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た額、および既に当該役員に対して一部支給されている分（H18 年度に 762 千円支給済）を含む、H15.10.1～退職日の期間に係る退職手当の総額である。

	理事 C	5,158	3 年 6 ヶ月	H19.3.31	1.0	支給額（総額）は、H16.1.1～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た額、および既に当該役員に対して一部支給されている分（H18 年度に 762 千円支給済）を含む、H15.10.1～退職日の期間に係る退職手当の総額である。

（参考４）常勤職員の給与の支給状況

【常勤役員の給与の支給状況】

	人員(人)	平均年齢(歳)	年間平均給与額(千円)		
			総額	うち所定内	うち賞与
常勤職員	599	40.4	7,590	5,430	2,160
うち事務・技術	472	39.6	7,538	5,404	2,134
うち研究職種	127	43.5	7,785	5,527	2,258

（参考５）職員と国家公務員との給与水準の比較
①ラスパイレス指数の状況

【職員と国家公務員、他独法との給与水準の比較】

＜事務・技術職員＞

対国家公務員（行政（一））	123.7
地域勘案	114.6
学歴勘案	119.2
地域・学歴勘案	110.3

＜研究職員＞

対国家公務員（研究職員）	89.3
地域勘案	90.7
学歴勘案	90.1
地域・学歴勘案	90.2

＊ 対前年度比＜事務・技術職員＞

対国家公務員（行政（一）） ▲2.5

対国家公務員（地域別・学歴別）▲1.7

対他独法（事務・技術職員） ▲2.4

<table>
<tr><td>②国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</td><td>○ 貿易投資の実施機関という性格上、高い語学力を備え、国際情勢に精通していることが必要な他、貿易投資に関する専門知識が求められるなど、専門性の高い優れた人材を登用する必要がある。
また、大学、大学院卒の割合が 94.8%（事務・技術職員）と高く、更に在職地域が地域手当の支給率の高い都市部に集中（78.2%）していること等も高い要因となっている。
○ しかしながら、ジェトロは１７年度から給与構造改革に着手し、その一環として、１８年度から現給保証なしで職員の給与水準を 5.35%引き下げ役員にいたっては 7.5%引き下げ、21 年度まで定期昇給を圧縮する取組を実施。いずれも国家公務員の給与構造改革の内容を上回る引き下げとなっている。</td></tr>
<tr><td>（参考６）「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）に基づく人件費改革の進捗状況等</td><td>○ 人件費削減方式を採用している。
（単位：百万円）<table><tr><td></td><td>18 年度実績</td><td>19 年度実績
（17 年度比増減）</td><td>為替変動、物価変動等ジェトロの特殊性を考慮した 19 年度実績
（17 年度比増減）</td></tr><tr><td>給与、報酬等支給総額</td><td>13,616</td><td>13,605
（▲60）</td><td>12,886
（▲778）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（参考７）役職員の給与決定に関し特筆すべき事項</td><td>・人事評価制度を導入し当該年度の個人業績評価及び能力評価の結果を賞与及び昇級に反映。
・全役職員について、目標管理型の個人業績評価及び能力評価による人事評価を実施している。
・個人業績評価においては、目標の達成度合いに加えて目標を達成するための手段や方法も評価し、さらに能力評価において、個人の能力の発揮度合いを評価することにより組織目標の達成を図る仕組を構築している。
・ポスト管理の考え方を導入し、人事評価に基づく昇格・昇進・降格基準を整備して運用している。
・賞与の支給にあたっては、個人業績評価の結果を反映させている。また、昇給にあたっては、個人業績評価及び能力評価の結果を反映させている。</td></tr>
</table>

３－１．国民に対するサービスの質の向上①（対日投資拡大）

評定結果	Ａ（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）
評価のポイント	対日投資拡大の総合評価においては、次の点を考慮し、「Ａ」とした。 ○ 案件発掘・支援件数について目標を達成。 ○ 「役立ち度」について目標を大きく上回る成果を達成。 ○ 地方自治体等の対日投資誘致活動へ大きく貢献。

個々の評価事項について 当該年度の評定がＢとなる基準	平成１９年度の実績及び評価（評定がＢとなる基準と異なる理由）
１．対日投資案件発掘支援件数が、中期目標期間中年平均で概ね 1200 件程度 ２．事業の関係者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査の結果について、４段階評価で上位２つの評価を得る割合が概ね７割 ３．新しいビジネスモデルの導入等、我が国経済の活性化につながる対日投資案件を発掘・誘致、地方自治体等の対日投資誘致活動への貢献、我が国の投資環境のＰＲ等の具体的なアウトカムの実現が図られている	○ 対日投資案件発掘支援件数が 1259 件と目標を達成。 ○ 役立ち度が９割超と目標を大きく上回る成果を達成。 ○ 地方自治体等の対日投資誘致活動への貢献は着実に実を結んでおり、投資環境のＰＲ等の具体的な取組も含め質・量の両面において優れた成果を達成（誘致成功件数　地方が約半分に）。 ○ 地方自治体の対日投資誘致活動に際してはジェトロの海外ネットワークが必要不可欠。

＜参考＞ジェトロによる対日直接投資案件発掘件数

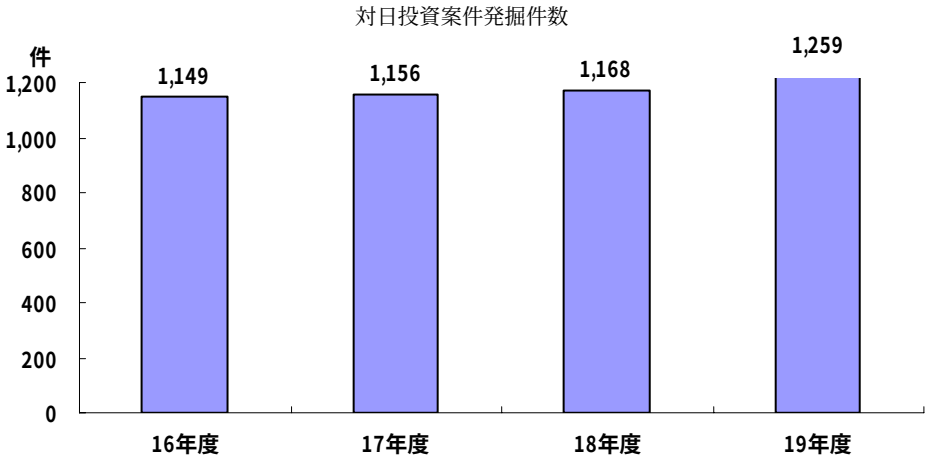
対日投資案件発掘件数
件
1,200
1,000
800
600
400
200
0
1,149
1,156
1,168
1,259
16年度
17年度
18年度
19年度

３－２．国民に対するサービスの質の向上②（我が国中小企業等の国際ビジネス支援）

評定結果	A（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）
評価のポイント	○「輸出促進」：輸出商談件数は目標の約２倍の成果を達成、役立ち度についても目標を大幅に上回る成果を達成。アンケート要望に対する対応も適切に実施。 日本製品の海外認知度を高めるコーディネータとしての役割を適切に実施。 費用対効果を念頭においた情報発信を着実に実施。 政府間協議の場においても高い評価。 ○「在外企業支援」：役立ち度について目標を大幅に上回る成果を達成。 中小企業の知的財産保護活動を支援するための体制を強化。模倣品等に対してジェトロの強力な支援が必要。 新興国に対する重点的な取組に対して利用者から高評価。 ○「国際的企業連携支援」：役立ち度について目標を大幅に上回る成果を達成。地域経済の活性化に大きく寄与。

個々の評価事項について 当該年度の評定がＢとなる基準	平成１９年度の実績及び評価（評定がＢとなる基準と異なる理由）
１．輸出促進 ・年平均で概ね 25,000 件の輸出商談の場を提供している。 ・分野別として①繊維：5,500 件、②デザイン：2,500 件、③機械・機器・部品：8,500 件、④コンテンツ：800 件、⑤食品 7,000 件の輸出商談の場を提供している。 ・事業の関係者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査の結果について、４段階評価で上位２つの評価を得る割合が概ね７割である。 ・日本ブランドの海外市場における認知度の向上、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取組み事例等の具体的なアウトカムの実現が図られている。	○ 輸出商談件数は目標件数を大きく上回る約２倍の成果（42,648件）を達成。「役立ち度」についても目標を大幅に上回る成果（概ね９割超）を達成し、アンケート調査で寄せられた要望に対しても適切な対応が取られている ○ 農水産品等、単独では海外ＰＲの難しい製品について、ジェトロが海外での認知度を高めるコーディネータの役割を果たしている。 ○ デザイン、コンテンツの分野で著名な見本市やデザイン誌における情報発信が行われ、費用対効果の面でも有効な取組が行われている。 ○ 輸出促進事業はジェトロのもっとも重要な仕事。特に中堅・中小企業に対する側面からの輸出促進支援等について各企業からの評価も高い。 ○ 日本のライフスタイルが、先進国、発展途上国を問わず脚光を浴びている中で、このトレンドをうまく活用してファッション、食料品、インテリアなど上手にプロモーションしている。

２．在外企業支援 ・事業の関係者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査の結果について、４段階評価で上位２つの評価を得る割合が概ね７割である。 ・我が国企業の海外における知的財産権の保護、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善等、具体的なアウトカムの実現が図られている。	○ 「役立ち度」調査の結果、高い満足度を達成（９割超）。 ○ 海外における知的財産権の保護、現地日系企業の事業環境の改善等について、ジェトロの政府機関としての役割を適切かつ効果的に遂行。 ○ インド・ベトナム等新興国において重点的な取組が行われ、利用者の評価も高い。 ○ 知的財産問題や中国等の法制度変更等について当該国の情勢に対応する、ジェトロ海外事務所の役割は非常に有効。他国の同様機関と比較してもジェトロ海外事務所は優秀。 ○ 模倣品や海賊版の拡販防止は中小企業には死活問題であり、ジェトロの強力な支援が絶対必要。
３．国際的企業連携支援 ・年平均で概ね 3,500 件の商談の場を提供している。 ・事業の関係者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査の結果について、４段階評価で上位２つの評価を得る割合が概ね７割である。 ・次世代産業や技術に関する我が国企業と海外企業とのアライアンス形成、地域産業の国際交流による地域の活性化等の具体的なアウトカムの実現が図られている。	○ 商談件数は 3450 件と概ね目標を達成。また、バイオ・ＩＴ等の分野でのマッチング支援事業では高い「役立ち度」を得ている（概ね９割超）。 ○ 地方企業と海外企業間の共同開発契約締結の実現等、地域経済の活性化に寄与。 ○ 地域交流支援、ビジネスマッチング支援事業ともに意欲的に取り組んでいる。

＜参考＞ジェトロによる中小企業等の輸出商談件数

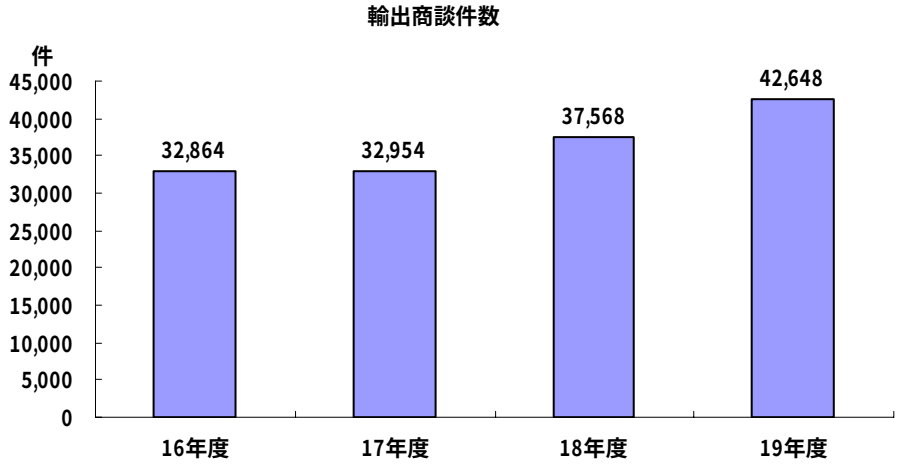

３－３．国民に対するサービスの質の向上③（開発途上国との貿易取引拡大）

評定結果	Ａ（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）
評価のポイント	○ 輸出商談件数は目標の倍以上の成果を達成。役立ち度についても目標を大幅に上回る成果を達成。 ○ 開発途上国の産業育成事業について意欲的かつ広範囲に有意義な活動を展開。 ○ 開発途上国の貿易取引拡大に大きく貢献。

個々の評価事項について 当該年度の評定がＢとなる基準	平成１９年度の実績及び評価（評定がＢとなる基準と異なる理由）
・商談目的の事業について、1 年間で概ね 2,150 件の商談の場を提供している。 ・開発途上国との貿易取引拡大事業の関係者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査の結果について、4 段階評価で上位２つの評価を得る割合が概ね７割である。 ・日本と開発途上国双方にメリットをもたらす実効モデルの構築、開発途上国の産業育成事業等を通じた支援対象国の輸出産業の成長、東アジア等における経済制度の整備・運用改善等の具体的なアウトカムの実現が図られている。	○ 商談件数は目標の倍以上の件数（4,862件）を達成、「役立ち度」についても目標大きく上回る成果（９割超）を達成。また、技術指導や日本の専門見本市への出展支援等によりケニア等からの対日輸入量の急増、当該国の輸出産業の成長に貢献。 ○ 開発途上国の産業育成事業は、負荷の大きい活動であり、強いミッションがないと継続が難しいと思われるが、意欲的かつ広範囲に有意義な活動を展開している。 ○ アフリカ支援等、ジェトロを通じた国家プロジェクト支援は高く評価。これは日本の重要な「ソフトパワー」の一つ。 ○ 日本と開発途上国双方のメリットをもたらす諸活動の成果をあげている。

３－４．国民に対するサービスの質の向上④（調査・研究等）

評定結果	Ａ（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）
評価のポイント	○ 調査研究：外部専門家による査読、ウェブサイトへのアクセス件数等、目標を大幅に上回る成果を達成。 ○ 情報発信：役立ち度について目標を大幅に上回る成果を達成。効果的な情報発信を実施。 ○ 貿易投資相談：役立ち度について目標を大幅に上回る成果を達成。貿易投資相談件数は過去最高水準に達した。

個々の評価事項について 当該年度の評定がＢとなる基準	平成１９年度の実績及び評価（評定がＢとなる基準と異なる理由）
1．調査･研究 ・①我が国企業の事業活動や経営判断に直接役立つ調査研究、②広域経済圏に関する調査研究、③開発途上国に関する調査研究について重点的に調査研究し、ＦＴＡ・ＥＰＡ、ＷＴＯの推進など我が国の通商政策に寄与している。 ・我が国政府・産業界や相手国政府等に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言等を行っている。 ・調査研究の成果を機構全体の事業に反映している。 ・海外事務所のネットワーク等を通じて迅速・機動的な情報収集を行い、世界各国・地域の政治・経済動向等を的確に調査・分析し、国の政策遂行に寄与している。 ・外部専門家の査読による評価の結果について、５点満点の総合評価で概ね３．５点である。 ・我が国政府が推進する「東アジア・アセアン経済研究センター（ＥＲＩＡ）」設立構想に協力し、アジア諸国との共同研究等を実施している。 ・調査・研究成果を国民に広く還元するという観点から、出版、セミナー、ウェブサイト、映像、面談等を通じて、政策決定権者、企業関係者、有識者、学会など各層のニーズ・特性に応じ	○ 「役立ち度」調査（概ね９割超）、外部専門家による査読（４．３点）、ウェブサイトへのアクセス件数（本部1080万件、研究所793万件）、論文ダウンロード数(175万件)のいずれにおいても評価できる成果を達成。 ○ EPA発効に向けた各種取組、発効後のフォローアップ等、企業を支援する効果的な事業を実施。我が国の通商政策にジェトロが大きく寄与。 ○ 出版物の品質、研究成果は年々向上している。 ○ アジア経済研究所は間違いなく世界的に評価されている機関。 ○ 海外情報の収集調査はジェトロの中心事業であり、企業単独では成し得ない重要な任務。優れたパフォーマンスを果たしている。

た成果の普及を図っている。 ・定期刊行物の購読者、セミナー・シンポジウムの参加者、研究図書館の利用者及び経済開発・社会開発に寄与する専門家育成事業の利用者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査の結果について、４段階評価で上位２つの評価を得る割合が概ね７割以上である。 ・ウェブサイト（ジェトロ海外情報ファイル）へのアクセス件数（ページビュー）が年平均で概ね 800 万件である。 ・研究所のウェブサイトへのアクセス件数（ページビュー）が年平均で概ね 600 万件である。 ・研究所ウェブサイト上の論文のダウンロード数が年平均で概ね 130 万件である。 ・第二期中期目標終了年度における研究所図書館の資料利用冊数目標（年間４万冊）を順調に達成している。	
２．情報発信 ・セミナー・シンポジウムの参加者等に対する「役立ち度」に関するアンケート調査の結果について、４段階評価で上位２つの評価を得る割合が概ね７割である。 ・日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージをあらゆる機会を通じて発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開の基盤整備に寄与している。 ・国際博覧会への日本政府参加（ナショナルプロジェクト）を積極的に支援することで、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを発信している。	○ 海外要人をはじめ、各種セミナー、シンポジウム、さらには海外メディアを活用した情報発信が適切かつ効果的に実施されている。「役立ち度」について目標を大幅に上回る成果（９割超）を達成。 ○ 我が国の情報発信において、ジェトロの有する海外ネットワークは有力な武器。日本の通商政策に貢献。 ○ 情報発信について、メディアを通しての報道・発表の機会が増えており、ジェトロの役割、専門性の一般者への理解に貢献。

３．貿易投資相談 ・サービスの利用者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査の結果について、４段階評価で上位２つの評価を得る割合が概ね７割である。 ・「貿易実務オンライン講座」の受講者数が概ね 4,440 人である。 ・制度・市場情報等の一層の整備・蓄積を図り、公平性や信頼性を保持しつつ、我が国企業の個別ニーズに合致した的確な対応を行うことにより、我が国企業の個別ビジネスへの貢献等の具体的なアウトカムの実現が図られている。	○ 貿易実務オンライン講座の受講者数が目標件数を若干下回る（3851人）ものの、「役立ち度」の調査評価は高い（概ね９割超）。 ○ 現地との連携を図りながら、着実に活動成果をあげている。 ○ 貿易投資相談件数は過去最高水準に達した。 ○ 企業のビジネス支援やトラブル防止についてジェトロの知見が大きく活かされている。

４．財務内容

評定結果	Ｂ（質・量の両面において概ね中期計画を達成） １５年度：Ｂ、１６年度：Ｂ、１７年度：Ｂ、１８年度：Ｂ
評価のポイント	財務内容の総合評価は、次の点を踏まえ「Ｂ」とする。 ○　自己収入の増加や適切な情報開示、財産の処分が計画的に実施等、概ね中期目標を達成している。

個々の評価事項について 当該年度の評定がＢとなる基準	平成１９年度の実績及び評価（評定がＢとなる基準と異なる理由）
１．自己収入拡大への取組み ・第一期中期目標期間の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を行い、国への財政依存度の引き下げに取り組んでいる。	○ 受益者負担単価の見直しや会員数の拡大努力等を実施し、前年度比で自己収入が着実に増加するなど、拡大に向けた取組が行われている。
２．決算情報･セグメント情報の公表の充実等 ・決算情報・セグメント情報の公表の充実等が図られている。 ・事務・事業別、部門別といった単位における費用の把握に努めている。	○ 適切な情報開示、費用把握が行われている。
３．重要な財産の処分等に関する計画 ・中期計画で定められた財産の処分について、計画的に進められている。	○ ＦＡＺ支援センターの再編について計画に基づき適切に対応。
４．保有資産の有効活用 ・機構が保有する研修施設等について、保有目的や利用状況を踏まえ、効率的な活用の促進及び自己収入の増加を図る観点から見直しが行われている。 ・中期計画で定められた財産の処分について、計画的に進められている。 **＊本項目については、ジェトロ中期計画の内容に沿って、「２．業務運営の効率化に関する事項」における評価の基準に用いている。**	○ 本部設備、職員用住宅、ＦＡＺ支援センターの再構築等、計画に基づき適切に対応。 ○ 施設（会議室）の一般貸し出しは望ましいが、管理運営等の面で新たに負担が生じないような対応が必要。 ＜ジェトロの職員宿舎＞ （関東圏）保有宿舎 5 カ所、借上げ宿舎 1 カ所（全 136 戸） （関西圏）保有宿舎 2 カ所（全 19 戸） 合計：保有宿舎 7 カ所、借上げ宿舎 1 カ所（全 155 戸）

<table>
<tr><td></td><td>＜保有資産の状況＞

（単位：千円）
<table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>帳簿金額</th><th>利用状況</th></tr><tr><td>研修施設</td><td>土地･建物</td><td>東京都港区</td><td>198,169</td><td>施設の稼働率は 78.0%</td></tr><tr><td>職員宿舎（堀之内）</td><td>土地･建物</td><td>東京都杉並区</td><td>222,315</td><td>年間入居率は 32%（2 棟平均）</td></tr><tr><td>職員宿舎(江戸川台)</td><td>土地･建物</td><td>千葉県流山市</td><td>251,077</td><td>年間入居率は 35%（2 棟平均）</td></tr><tr><td>職員宿舎（上北沢）</td><td>土地･建物</td><td>東京都世田谷区</td><td>501,704</td><td>年間入居率は 92%（2 棟平均）</td></tr><tr><td>職員宿舎(上野毛)</td><td>土地･建物</td><td>東京都世田谷区</td><td>211,101</td><td>年間入居率は 59%</td></tr><tr><td>職員宿舎（上大岡）</td><td>土地･建物</td><td>神奈川県横浜市</td><td>273,028</td><td>年間入居率は 66%（2 棟平均）</td></tr><tr><td>職員宿舎（千里山）</td><td>土地･建物</td><td>大阪府吹田市</td><td>122,874</td><td>年間入居率は 28%（2 棟平均）</td></tr><tr><td>職員宿舎（西宮）</td><td>土地･建物</td><td>兵庫県西宮市</td><td>146,926</td><td>年間入居率は 58%</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>５．欠損金、剰余金の適正化
・利益剰余金が発生した場合、その発生事由が示されている。
・利益剰余金が発生した場合、適正な処理がなされている。</td><td>○ 欠損金はない。
○ 平成１９年度の利益剰余金は前中期目標期間繰越積立金の５．０８億円と当期未処分利益の１．１６億円。</td></tr>
<tr><td>６．リスク管理債権の適正化</td><td>該当なし</td></tr>
</table>

＜貸借対照表（Ｂ／Ｓ）＞

【貸借対象表を挿入】

Ⅰ．貸借対照表概要

（単位：億円）

資産の部	H20.3.31現在	H19.3.31現在
流　動　資　産	96.91	156.64
現金及び預金	35.52	96.93
未収入金	50.35	44.24
短期貸付金	3.00	7.00
その他	8.03	8.46
固　定　資　産	821.83	810.02
有形固定資産	467.60	475.50
建物	147.81	155.79
土地	306.38	306.41
その他	13.40	13.29
無形固定資産	0.40	0.21
投資その他の資産	353.82	334.29
投資有価証券	127.92	103.99
長期貸付金	17.50	20.50
敷金・保証金	208.40	209.79
合　計	918.74	966.67

負債及び純資産の部		
流　動　負　債	69.96	62.78
運営費交付金債務	7.93	0.00
預り補助金等	1.43	0.49
未払金	40.42	53.09
その他	20.16	9.19
固　定　負　債	21.00	21.20
資産見返負債	20.40	19.35
長期未払金	0.60	1.85
（負債合計）	90.96	83.99
資　本　金	835.90	883.44
資本剰余金	△ 17.62	△ 12.50
資本剰余金	6.95	6.38
損益外減価償却累計額	△ 24.54	△ 18.86
損益外減損損失累計額	△ 0.03	△ 0.03
利益剰余金	6.24	8.95
積立金	-	11.36
前中期目標期間繰越積立金	5.08	-
当期未処分利益（当期未処理損失）	1.16	△ 2.41
評価・換算差額等	3.24	2.79
（純資産合計）	827.77	882.67
合　計	918.74	966.67

特筆すべき事項

○特になし

＜損益計算書（Ｐ／Ｌ）＞

【損益計算書を挿入】

Ⅱ．損益計算書概要

（単位：億円）

	H19.4.1～H20.3.31	H18.4.1～H19.3.31
Ⅰ 経 常 費 用	381.14	380.49
業務費	360.21	359.68
一般管理費	19.82	20.61
財務費用	1.00	0.15
支払利息	0.11	0.15
為替差損	0.89	-
雑損	0.08	0.05
Ⅱ 経 常 収 益	379.45	384.44
運営費交付金収益	232.96	244.29
業務収入	34.71	36.08
受託収入	76.66	71.50
政府受託収入	69.89	65.21
その他受託収入	6.76	6.29
補助金等収益	28.64	26.44
寄附金収益	0.15	0.13
資産見返負債戻入	2.63	2.71
財務収益	2.14	2.01
受取利息	2.14	1.09
為替差益	-	0.92
雑益	1.53	1.25
経常利益又は経常損失（△）（Ⅱ－Ⅰ）	△ 1.68	3.94
Ⅲ 臨 時 損 失	1.12	6.48
固定資産除却損	0.23	0.07
固定資産売却損	0.62	0.00
減損損失	0.27	6.40
Ⅳ 臨 時 利 益	0.10	0.12
固定資産売却益	0.10	0.11
貸倒引当金戻入	-	0.01
Ⅴ 当期純利益（Ⅱ－Ⅰ＋Ⅳ－Ⅲ）	△ 2.70	△ 2.41
Ⅵ 前中期目標期間繰越積立金取崩	3.86	-
Ⅶ 当期総利益	1.16	△ 2.41

特筆すべき事項

○特になし

５．その他

評定結果	Ｂ（質・量の両面において概ね中期計画を達成） １５年度：Ａ、１６年度：Ｂ、１７年度：Ｂ、１８年度：Ｂ
評価のポイント	財務内容の総合評価は、次の点を踏まえ「Ｂ」とする。 ○　職員の専門性向上が図られている。

個々の評価事項について 当該年度の評定がＢとなる基準	平成１９年度の実績及び評価（評定がＢとなる基準と異なる理由）
１．人事に関する計画 ・研修制度の活用等を通じ、職員の専門性の向上や実務家の育成が図られている。 ・博士号の取得について適切な支援が行われている。また、学問的な知見のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成が図られている。	○ 階層別研修、能力開発講座等、職員の専門性の向上が図られている。 ○ 外国人採用増加のため、地方大学の優秀な留学生からの発掘に力を入れる等の措置を講じたらどうか。

独立行政法人日本貿易振興機構　平成１９年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

評価項目	評価概要
入札・契約の適正化（追加事項）	① 契約に係る規程類は国の規程を参考として整備され、WEB サイトにも公表されており適切と判断する。 ② 契約を適正に執行するための審査体制等については、適切に審査及び監査を行う体制が整備されている。随意契約の見直し状況に重点をおいた監事監査の実施等、適正執行のための取組がなされており、問題ないものと判断する。 ③ １法人あった関係法人は平成 19 年度後半に解散されており、それ以後、関係法人との契約は行われていない。また、当該法人との随意契約の情報も開示されており、適正に執行されていると考える。 ④ 競争入札契約に占める応札者 1 者の割合は 1.2%であり、特段の問題はみられない。また、応札者 1 者の契約について減らすよう、公告期間を国の基準を上回る期間（2 週間）を確保する対策を取っている。なお、平成 20 年度より入札契約予定一覧を作成するなどの取組を講じている。これらの取組を評価するとともに、今後も一層の環境整備を進められるよう期待。
（参考１）契約に係る規程類の整備・公表状況及び当該規程類の適切性（契約に係る公表の規程及び随意契約によることができる場合を定める規程は除く）	○ 契約方式、公表事項等、契約に係る事項は、「会計規程」、「会計規程細則」及び「物品等管理規程」において規定し、ホームページで公表している。 ○ 上記規程類は、ほぼ国に準じた規程となっている。適正な執行において疑義の生じないよう、各規程類については、不断の見直しを進めている。
（参考２）契約の適正実施確保のための取組状況	○ 全ての契約について原則、総務部（契約および調達担当部局）の審査を受ける体制となっている。総務部においては、入札手続の適切性や随意契約の理由、契約内容等の審査を行っている。 ○ 総務部の審査とは別に監査室（内部監査部局）において、総務部の審査を含め、法人全体について監査を行う体制となっている。監査室においては、一定額を超える契約についての審査や、最低年 1 回、総務部の審査体制を含めた法人全体について監査を行うこととしている。 ○ なお、総務部においては、平成 20 年からは契約の適正性を高めるために、一般競争入札以外の契約形態に因らざるを得ないものについては、予定の段階で審査を受ける審査体制を整備し、また、監査室においては、

<table>
<tr><td></td><td>上記の他、随意契約の見直しの観点から真にやむを得ないもののみが随意契約となっているかについて重点的に監査を行っている。
○　平成 19 年度の監事による監査においては、契約方式の適正化の観点から随意契約の見直し状況の監査を重点的に実施。なお、平成 20 年度の監事による監査においては、随契見直し計画推進に向けての体制整備、職員の意識改革の徹底などの環境整備面に重点をおいて監査を実施している。</td></tr>
<tr><td>（参考３）関係法人（特定関連会社、関連会社及び関連公益法人）との契約の状況</td><td>○　下記関係法人との随意契約については、専門性の高い国別分析レポート等、同法人が唯一の発行元となっていることから、必要であると判断したもの。今後は、競争入札可能な調査事業に改廃。
○　関係法人との取引であるか否かに係わらず真にやむを得ないものを除き一般競争入札等にて調達している。

（単位：千円、％）
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">法人名称</th><th rowspan="2">総事業収入金額</th><th colspan="3">独立行政法人の発注等による収入金額（割合）</th></tr><tr><th>競争契約</th><th>企画競争・公募</th><th>随意契約</th></tr><tr><td>関連公益法人</td><td>（財）世界経済情報サービス</td><td>131,202</td><td>-</td><td>4,015(3.1%)</td><td>5,304（4.0%）</td></tr></table>
※独立行政法人の発注等による収入の割合は、総事業収入金額に占める独立行政法人から各契約形態の発注を受けた割合を記載
※詳細は、連結財務諸表の附属明細書を参照
※（財）世界経済情報サービスは、平成 20 年 1 月 31 日付けで解散</td></tr>
<tr><td>（参考４）その他</td><td>○　競争入札 261 件中、落札率が 99%以上の契約は 10 件(3.8%)。
○　上記 10 件中、応札者が 1 者であった契約は 3 件（30%）。（261 件中 1.2%）
（○　競争入札 261 件中、応札者が 1 者であった契約は 41 件（15.7%））
○　落札率が高い契約については、事業の類似性・継続性の観点から過去の契約実績を予定価格として採用したことによるものが多い。
○　応札者が 1 者である契約を減らす観点から、公告期間については国の基準（10 日間）を上回る期間（2 週間）の確保や仕様書の具体化に取り組んでいる。また、平成 20 年度より当該年度の入札契約予定一覧を作成し、ＨＰにて公表することとした。
○　競争参加者の拡大をはかるため、競争入札に参加するための要件となる競争参加資格登録・申請の簡素化を図った。具体的には 19 年度から国の基準（全省庁統一資格審査）と合わせたことにより、申請書類数を削減（5 種類から 4 種類）した。さらに競争参加資格有効期間を 2 年から 3 年に延長した。</td></tr>
</table>

本追加評価を踏まえた、8 月に決定した評価の再検討結果	**○ 本追加評価結果を踏まえ、8 月に決定した評価（「業務運営の効率化：Ｂ」）の適正性に関して、評価を変更する必要は認められない。** **○ 契約に係る規程類の整備・公表状況、契約を適正に執行するための審査体制等の整備、関係法人との契約及び高落札率の契約状況についての適正性について、特に大きな問題点があるとは認められない。** **○ 入札・契約については、概ね適正な方法で順次、改善が図られていることから特段大きな問題があるとは認められない。** **以上のことから、変更の必要はないと判断した。**